

区分	分類	No	水質基準項目	基準値 mg/l	検査頻度		検査回数 の減	省略可否	今年度最大値				
					原水	浄水			R7	黒仁田	向山北	徳別当	三原野野
人の健康に 関連する 項目	病原性物 による汚染 指標	1	一般細菌	100個/ml 以下	年1回	月1回	不可	不可	32	0	0	0	0
		2	大腸菌	不検出					不検出	不検出	不検出	不検出	
	無機物/ 重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下		※3年1回	③	可	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003
		4	水銀及びその化合物	0.0005 以下					0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	0.00005
		5	セレン及びその化合物	0.01 以下					0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
		6	鉛及びその化合物	0.01 以下					0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
		7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下					0.008	0.002	0.005	0.001	0.001
		8	六価クロム化合物	0.02 以下					0.006	0.002	0.002	0.002	0.002
		9	亜硝酸態窒素	0.04 以下					0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下					0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下					2.84	0.57	1.03	0.26	0.2
		12	フッ素及びその化合物	0.8 以下					0.09	0.09	0.09	0.05	0.07
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.02		0.02	0.02	0.02	0.02				
	一般有機物	14	四塩化炭素	0.002 以下		※3年1回	③	可	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002
		15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005				0.005	0.005	0.005	0.005	
		16	シス&トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001				0.001	0.001	0.001	0.001	
		17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.0005				0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	
		18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005				0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	
		19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.0005				0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	
		20	ベンゼン	0.01 以下	0.0005				0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	
		消毒副生成物	21	塩素酸	0.6 以下				不要	年4回	不可	0.56	0.09
	22		クロロ酢酸	0.02 以下	0.002	0.002	0.002	0.002				0.002	
	23		クロロホルム	0.06 以下	0.0042	0.0005	0.0012	0.0042				0.0005	
	24		ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.01	0.002	0.002	0.01				0.002	
	25		ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0034	0.0018	0.0034	0.002				0.0014	
	26		臭素酸	0.01 以下	(不可)	0.001	0.001	0.001				0.001	
	27		総トリハロメタン	0.1 以下	0.0117	0.0058	0.0117	0.0087				0.0048	
	28		トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.006	0.002	0.002	0.006				0.002	
	29		ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.0018	0.0008	0.0018	0.0009				0.0005	
	30		ブロモホルム	0.09 以下	0.0061	0.0032	0.0061	0.0035				0.0034	
	31		ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.005	0.005	0.005	0.005				0.005	
生活利用上又は施設管理上の障害の生じる項目	着色	32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	※3年1回	③	可	0.013	0.005	0.007	0.008	0.009	
		33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下				0.05	0.02	0.02	0.02	0.02	
		34	鉄及びその化合物	0.3 以下				0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
	味	35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01				
		36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	5.9	5.2	5.9	4.1	4.9				
	味	37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.007	0.007	0.005	0.005	0.005				
		38	塩化物イオン	200 以下	5.7	3	4.8	5.7	3.2				
	発泡	39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 以下	年4回	③	71.5	28.5	53.0	8.9	20.4		
		40	蒸発残留物	500 以下	175	64	111	46	58				
	かび臭	41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	※3年1回	②	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02		
		42	ジェオスミン	0.00001 以下			0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001		
	臭気	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	③	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001			
		44	非イオン界面活性剤	0.02 以下		0.002	0.002	0.002	0.002	0.002			
	基礎的項目	味	45	フェノール類	0.005 以下	月1回	①	不可	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005
			46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下				0.5	0.3	0.3	0.3	0.3
47			PH値	5.8-8.6	6.3-8.1				7.3-7.7	7.9-8.1	6.8-7.6	6.9-7.5	
性状	色度	48	味	異常でない	年1回	①	不可	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
		49	臭気	異常でない				異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
		50	色度	5度 以下				1	1	1	1	1	
		51	濁度	2度 以下				0.6	0.1	0.1	0.1	0.1	

☆検査回数の減について

- ① 水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、概ね3か月に1回以上とすることができる。
- ② 湖沼等を水源としない場合は検査を省略できる(水源における当該事項を産出する種類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかである場合)。
- ③ 過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の1/5以下であるときは概ね1年に1回以上と、水質基準の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

指標菌	項目	第一水源	第二水源	(検査回数には再検査含)	(検査回数には再検査含)	(検出回数/検査回数)	(検出回数/検査回数)	(検出回数/検査回数)	(検出回数/検査回数)
(原水)	1	嫌気性芽胞菌	月1回/2月1回			0/6	0/12	0/6	0/12
	2	大腸菌	月1回/2月1回			0/6	11/12	1/6	4/12
	1	嫌気性芽胞菌	第二水源 使用頻度による						
	2	大腸菌	第二水源 使用頻度による						

区分	分類	No	水質基準項目	基準値 mg/l	検査頻度		検査回数 の減	省略可否	今年度最大値							
					原水	浄水			R7	花の群	芝原	布平	天の岩戸			
人の健康に 関連する 項目	病原性物 による汚染 指標	1	一般細菌	100個/ml 以下	年1回	月1回	不可	不可	32	0	0	0	0			
		2	大腸菌	不検出					不検出	不検出	不検出	不検出				
	無機物/ 重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下		※3年1回	③	可	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0			
		4	水銀及びその化合物	0.0005 以下					0.00005	0.00005	0.00005	0.00005	0			
		5	セレン及びその化合物	0.01 以下					0.001	0.001	0.001	0.001	0			
		6	鉛及びその化合物	0.01 以下					0.001	0.001	0.001	0.001	0			
		7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下					0.008	0.001	0.001	0.001	0.002			
		8	六価クロム化合物	0.02 以下					0.006	0.006	0.002	0.002	0			
		9	亜硝酸態窒素	0.04 以下					0.004	0.004	0.004	0.004	0			
		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下					0.001	0.001	0.001	0.001	0.001			
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下					2.84	0.39	0.66	0.84	0.34			
		12	フッ素及びその化合物	0.8 以下					0.09	0.07	0.09	0.09	0			
	一般有機物	13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下		※3年1回	③	可	0.02	0.02	0.02	0.02	0			
		14	四塩化炭素	0.002 以下					0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0			
		15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005				0.005	0.005	0.005	0				
		16	シス&トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001				0.001	0.001	0.001	0				
		17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.0005				0.0005	0.0005	0.0005	0				
		18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005				0.0005	0.0005	0.0005	0				
		19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.0005				0.0005	0.0005	0.0005	0				
		20	ベンゼン	0.01 以下	0.0005				0.0005	0.0005	0.0005	0				
		消毒副生成物	21	塩素酸	0.6 以下				不要	年4回	不可	0.56	0.18	0.06	0.13	0.06
			22	クロロ酢酸	0.02 以下							0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	23		クロロホルム	0.06 以下	0.0042	0.0011	0.0005	0.0008				0.0008				
	24		ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.01	0.002	0.002	0.002				0.002				
	25		ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0034	0.0011	0.001	0.0021				0.0007				
	26		臭素酸	0.01 以下	0.001	0.001	0.001	0.001				0.001				
	27		総トリハロメタン	0.1 以下	0.0117	0.0029	0.0035	0.0065				0.0025				
	28		トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.006	0.002	0.002	0.002				0.002				
	29		ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.0018	0.0011	0.0005	0.0015				0.001				
	30		ブロモホルム	0.09 以下	0.0061	0.0005	0.0025	0.0021				0.0005				
	31		ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.005	0.005	0.005	0.005				0.005				
生活利用 上又は 施設管理 上の 障害の 生じる 項目	着色	32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	年1回	※3年1回	③	可	0.013	0.009	0.007	0.013	0			
		33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下					0.05	0.02	0.02	0.03	0			
		34	鉄及びその化合物	0.3 以下					0.03	0.03	0.03	0.03	0			
	味	35	銅及びその化合物	1.0 以下		0.01	0.01	0.01	0.01	0						
		36	ナトリウム及びその化合物	200 以下		5.9	3.5	4.4	5.8	0						
	味	37	マンガン及びその化合物	0.05 以下		0.007	0.005	0.005	0.005	0						
		38	塩化物イオン	200 以下		5.7	3.2	3.3	3.8	2.8						
	発泡	39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 以下		71.5	67.0	34.2	34.3	16.4						
		40	蒸発残留物	500 以下		175	96	76	112	50						
	かび臭	41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		0.02	0.02	0.02	0.02	0						
		42	ジェオスミン	0.00001 以下		0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0						
	発泡	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0						
		44	非イオン界面活性剤	0.02 以下		0.002	0.002	0.002	0.002	0						
	臭気	45	フェノール類	0.005 以下		0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0						
		46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下		0.5	0.3	0.3	0.3	0.3						
基礎的 性状	PH値	47	PH値	5.8-8.6	不要	月1回	①	不可	6.3-8.1	7.5-8.0	7.0-7.4	7.0-7.3	6.9-7.2			
		48	味	異常でない					異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			
	臭気	49	臭気	異常でない		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし						
		50	色度	5度 以下		1	1	1	1	1						
濁度	51	濁度	2度 以下	0.6	0.1	0.1	0.2	0.1								

☆検査回数の減について

- ① 水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、概ね3か月に1回以上とすることができる。
- ② 湖沼等を水源としない場合は検査を省略できる(水源における当該事項を産出する種類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかである場合)。
- ③ 過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の1/5以下であるときは概ね1年に1回以上と、水質基準の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

指標菌	No	検査項目	第一水源	第二水源
(原水)	1	嫌気性芽胞菌	月1回/2月1回	使用頻度による
	2	大腸菌	月1回/2月1回	使用頻度による
	1	嫌気性芽胞菌	第二水源	使用頻度による
	2	大腸菌	第二水源	使用頻度による

(検査回数には再検査含)	(検出回数/検査回数)	0/12	0/6	0/12	0/6
(検査回数には再検査含)	(検出回数/検査回数)	6/12	0/6	7/12	5/6
(検出回数/検査回数)	(検出回数/検査回数)				2/6
(検出回数/検査回数)	(検出回数/検査回数)				6/6

区分	分類	No	水質基準項目	基準値 mg/l	検査頻度		検査回数 の減	省略可否	今年度最大値					
					原水	浄水			R7	竹の上	東岸寺	大猿渡	黒原	
人の健康に 関連する 項目	病原性物 による汚染 指標	1	一般細菌	100個/ml 以下	年1回	月1回	不可	不可	32	0	0	0	0	0
		2	大腸菌	不検出					不検出	不検出	不検出	不検出		
	無機物/ 重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下		※3年1回	③	可	0.0003	0	0	0	0	0
		4	水銀及びその化合物	0.0005 以下					0.00005	0	0	0	0	
		5	セレン及びその化合物	0.01 以下					0.001	0	0	0	0	
		6	鉛及びその化合物	0.01 以下					0.001	0	0	0	0	
		7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下					0.008	0.002	0.002	0.001	0.001	
		8	六価クロム化合物	0.02 以下					0.006	0	0	0	0	
		9	亜硝酸態窒素	0.04 以下					0.004	0	0	0	0	
		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下					0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下					2.84	0.96	0.5	0.30	0.49	
		12	フッ素及びその化合物	0.8 以下					0.09	0	0	0	0	
	一般有機物	13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下		※3年1回	③	可	0.02	0	0	0	0	
		14	四塩化炭素	0.002 以下					0.0002	0	0	0	0	
		15	1,4-ジオキサン	0.05 以下					0.005	0	0	0	0	
		16	シス&トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下					0.001	0	0	0	0	
		17	ジクロロメタン	0.02 以下					0.0005	0	0	0	0	
		18	テトラクロロエチレン	0.01 以下					0.0005	0	0	0	0	
		19	トリクロロエチレン	0.01 以下					0.0005	0	0	0	0	
		20	ベンゼン	0.01 以下	0.0005				0	0	0	0		
		消毒副生成物	21	塩素酸	0.6 以下				不要	年4回	不可	0.56	0.06	0.09
	22		クロロ酢酸	0.02 以下	0.002	0.002	0.002	0.002				0.002		
	23		クロロホルム	0.06 以下	0.0042	0.0005	0.0005	0.0005				0.0005		
	24		ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.01	0.002	0.002	0.002				0.002		
	25		ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0034	0.0005	0.0005	0.0005				0.0005		
	26		臭素酸	0.01 以下	(不可)	0.001	0.001	0.001				0.001		
	27		総トリハロメタン	0.1 以下	0.0117	0.0005	0.0005	0.0005				0.0005		
	28		トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.006	0.002	0.002	0.002				0.002		
	29		ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.0018	0.0005	0.0005	0.0005				0.0005		
	30		ブロモホルム	0.09 以下	0.0061	0.0005	0.0005	0.0005				0.0005		
	31		ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.005	0.005	0.005	0.005				0.005		
生活利用上 又は施設 管理上 障害の 生じる 項目	着色	32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	※3年1回	③	可	0.013	0	0	0	0		
		33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下				0.05	0.02	0	0	0		
		34	鉄及びその化合物	0.3 以下				0.03	0	0	0	0		
		35	銅及びその化合物	1.0 以下				0.01	0	0	0	0		
		36	ナトリウム及びその化合物	200 以下				5.9	0	0	0	0		
	味	37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年1回	月1回	①	不可	0.007	0	0	0	0	
		38	塩化物イオン	200 以下					5.7	3.7	2.7	3.6	3.5	
		39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 以下					71.5	25.8	32.6	12.4	17.9	
	発泡	40	蒸発残留物	500 以下	※3年1回	③	可	175	77	70	40	62		
		41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下				0.02	0	0	0	0		
	かび臭	42	ジェオスミン	0.00001 以下	②	0.000001	0	0	0	0	0			
		43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下								0.000001	0	0
	発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	③	0.002	0	0	0	0	0			
		45	フェノール類	0.005 以下								0.0005	0	0
	基礎的 性状	味	46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	年1回	月1回	①	不可	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3
47			PH値	5.8-8.6	6.3-8.1					7.2-7.7	7.5-7.7	6.3-7.2	6.9-7.4	
48		味	異常でない	異常なし	異常なし					異常なし	異常なし	異常なし		
49		臭気	異常でない	異常なし	異常なし					異常なし	異常なし	異常なし		
50		色度	5度 以下	1	1					1	1	1		
51	濁度	2度 以下	0.6	0.2	0.1	0.1	0.1							

★検査回数の減について

- ① 水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、概ね3か月に1回以上とすることができる。
- ② 湖沼等を水源としない場合は検査を省略できる(水源における当該事項を産出する種類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかである場合)。
- ③ 過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の1/5以下であるときは概ね1年に1回以上と、水質基準の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

指標菌	項目	第一水源	第二水源	(検査回数には再検査含)	(検査回数には再検査含)	(検査回数/検査回数)	(検査回数/検査回数)	(検査回数/検査回数)	(検査回数/検査回数)
(原水)	1	嫌気性芽胞菌	月1回/2月1回	(検査回数には再検査含)	(検査回数/検査回数)	0/12	0/12	0/6	0/6
	2	大腸菌	月1回/2月1回	(検査回数には再検査含)	(検査回数/検査回数)	7/12	8/12	0/6	0/6
	1	嫌気性芽胞菌	第二水源 使用頻度による	(検査回数には再検査含)	(検査回数/検査回数)				
	2	大腸菌	第二水源 使用頻度による	(検査回数には再検査含)	(検査回数/検査回数)				

区分	分類	No	水質基準項目	基準値 mg/l	検査頻度		検査回数 の減	省略可否	今年度最大値									
					原水	浄水			R7	永の内	野方野	田井本	上野					
人の健康に 関連する 項目	病原性物 による汚染 指標	1	一般細菌	100個/ml 以下	年1回	月1回	不可	不可	32	0	0	0	0	0				
		2	大腸菌	不検出		※3年1回	不可	不可	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出				
	無機物/ 重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下		年1回	※3年1回	③	可	0.0003	0	0	0	0	0			
		4	水銀及びその化合物	0.0005 以下						0.00005	0	0	0	0	0			
		5	セレン及びその化合物	0.01 以下						0.001	0	0	0	0	0			
		6	鉛及びその化合物	0.01 以下						0.001	0	0	0	0	0			
		7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下						0.008	0.001	0.001	0.001	0.001	0.003			
		8	六価クロム化合物	0.02 以下						0.006	0	0	0	0	0			
		9	亜硝酸態窒素	0.04 以下						0.004	0	0	0	0	0			
		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下						0.001	0.001	0.001	0.001	0.001				
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下						2.84	0.66	0.8	0.64	0.84				
		12	フッ素及びその化合物	0.8 以下						0.09	0	0	0	0				
	一般有機物	13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下		年1回	※3年1回	③	可	0.02	0	0	0	0	0			
		14	四塩化炭素	0.002 以下						0.0002	0	0	0	0	0			
		15	1,4-ジオキサン	0.05 以下						0.005	0	0	0	0	0			
		16	シス&トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下						0.001	0	0	0	0	0			
		17	ジクロロメタン	0.02 以下						0.0005	0	0	0	0	0			
		18	テトラクロロエチレン	0.01 以下						0.0005	0	0	0	0	0			
		19	トリクロロエチレン	0.01 以下						0.0005	0	0	0	0	0			
		20	ベンゼン	0.01 以下	0.0005					0	0	0	0	0				
		消毒副生成物	21	塩素酸	0.6 以下					不要	年4回	不可	不可	0.56	0.06	0.06	0.06	0.06
			22	クロロ酢酸	0.02 以下									0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	23		クロロホルム	0.06 以下	0.0042	0.0005	0.0005	0.0009	0.0005									
	24		ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.01	0.002	0.002	0.002	0.002									
	25		ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0034	0.0005	0.0007	0.0006	0.0007									
	26		臭素酸	0.01 以下	(不可)	0.001	0.001	0.001	0.001					0.001				
	27		総トリハロメタン	0.1 以下	0.0117	0.0005	0.0007	0.0017	0.0012									
	28		トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.006	0.002	0.002	0.002	0.002									
	29		ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.0018	0.0005	0.0005	0.0008	0.0005									
	30		ブロモホルム	0.09 以下	0.0061	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005									
	31		ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005									
生活利用上 又は施設 管理上 障害の 生じる 項目	着色	32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	年1回	※3年1回	③	可	0.013	0	0	0	0					
		33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下					0.05	0	0	0	0					
		34	鉄及びその化合物	0.3 以下					0.03	0	0	0	0					
		35	銅及びその化合物	1.0 以下					0.01	0	0	0	0					
		36	ナトリウム及びその化合物	200 以下					5.9	0	0	0	0					
	味	37	マンガン及びその化合物	0.05 以下		0.007	0	0	0	0								
		38	塩化物イオン	200 以下		月1回	①	不可	5.7	2.9	3.6	2.7	3.9					
		39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 以下		年4回	③	可	71.5	15.6	71.5	14.8	26.9					
	発泡	40	蒸発残留物	500 以下		年1回	※3年1回	③	可	175	55	95	46	88				
		41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下						0.02	0	0	0	0				
		42	ジェオスミン	0.00001 以下						0.000001	0	0	0	0				
		43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下						0.000001	0	0	0	0				
		44	非イオン界面活性剤	0.02 以下						0.002	0	0	0	0				
	臭気	45	フェノール類	0.005 以下		年1回	※3年1回	③	可	0.0005	0	0	0	0				
		46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下						0.5	0.3	0.3	0.3	0.3				
47		PH値	5.8-8.6	6.3-8.1	6.8-7.2					6.9-7.8	6.5-7.2	6.7-7.4						
48		味	異常でない	異常なし	異常なし					異常なし	異常なし	異常なし						
49		臭気	異常でない	異常なし	異常なし					異常なし	異常なし	異常なし						
性的	50	色度	5度 以下	年1回	月1回	①	不可	1	1	1	1	1						
	51	濁度	2度 以下					0.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1					

☆検査回数の減について

- ① 水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、概ね3か月に1回以上とすることができる。
- ② 湖沼等を水源としない場合は検査を省略できる(水源における当該事項を産出する種類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかである場合)。
- ③ 過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の1/5以下であるときは概ね1年に1回以上と、水質基準の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

指標菌	項目	第一水源	第二水源	(検査回数には再検査含)	(検査回数には再検査含)	(検査回数/検査回数)	(検査回数/検査回数)	(検査回数/検査回数)	(検査回数/検査回数)
(原水)	1 嫌気性芽胞菌	月1回/2月1回	使用頻度による	0/6	0/6	0/12	0/12		
	2 大腸菌	月1回/2月1回	使用頻度による	1/6	0/6	2/12	12/12		
	1 嫌気性芽胞菌	第二水源	使用頻度による	0/3					
	2 大腸菌	第二水源	使用頻度による	1/3					

区分	分類	No	水質基準項目	基準値 mg/l	検査頻度		検査回数 の減	省略可否	今年度最大値							
					原水	浄水			浄水							
									R7	中瀬	河内官軍	河内出張所	五ヶ所			
人の健康に 関連する 項目	病原性物 による汚染 指標	1	一般細菌	100個/ml 以下	年1回	月1回	不可	不可	32	0	0	1	0			
		2	大腸菌	不検出					不検出	不検出	不検出	不検出				
	無機物/ 重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下		※3年1回	③	可	0.0003	0	0	0	0			
		4	水銀及びその化合物	0.0005 以下					0.00005	0	0	0	0			
		5	セレン及びその化合物	0.01 以下					0.001	0	0	0	0			
		6	鉛及びその化合物	0.01 以下					0.001	0	0	0	0			
		7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下					0.008	0.008	0.001	0.001	0.002			
		8	六価クロム化合物	0.02 以下					0.006	0	0	0	0			
		9	亜硝酸態窒素	0.04 以下					0.004	0	0	0	0			
		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下					0.001	0.001	0.001	0.001	0.001			
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下					2.84	0.25	0.39	2.07	0.28			
		12	フッ素及びその化合物	0.8 以下					0.09	0	0	0	0			
	一般有機物	13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下		※3年1回	③	可	0.02	0	0	0	0			
		14	四塩化炭素	0.002 以下					0.0002	0	0	0	0			
		15	1,4-ジオキサン	0.05 以下					0.005	0	0	0	0			
		16	シス&トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下					0.001	0	0	0	0			
		17	ジクロロメタン	0.02 以下					0.0005	0	0	0	0			
		18	テトラクロロエチレン	0.01 以下					0.0005	0	0	0	0			
		19	トリクロロエチレン	0.01 以下					0.0005	0	0	0	0			
		20	ベンゼン	0.01 以下	0.0005				0	0	0	0				
		消毒副生成物	21	塩素酸	0.6 以下				不要	年4回	不可	0.56	0.06	0.06	0.06	0.06
			22	クロロ酢酸	0.02 以下							0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	23		クロロホルム	0.06 以下	0.0042	0.0006	0.0007	0.0006				0.0008				
	24		ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.01	0.002	0.002	0.002				0.002				
	25		ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0034	0.0005	0.0005	0.0006				0.0005				
	26		臭素酸	0.01 以下	(不可)	0.001	0.001	0.001				0.001				
	27		総トリハロメタン	0.1 以下	0.0117	0.0006	0.0007	0.0006				0.0008				
	28		トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.006	0.002	0.002	0.002				0.002				
	29		ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.0018	0.0005	0.0005	0.0005				0.0005				
	30		ブロモホルム	0.09 以下	0.0061	0.0005	0.0005	0.0005				0.0005				
	31		ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.005	0.005	0.005	0.005				0.005				
生活利用上 又は施設 管理上の 障害の 生じる 項目	着色	32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	※3年1回	③	可	0.013	0	0	0	0				
		33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下				0.05	0.02	0	0	0				
		34	鉄及びその化合物	0.3 以下				0.03	0.03	0	0	0				
		35	銅及びその化合物	1.0 以下				0.01	0	0	0	0				
		36	ナトリウム及びその化合物	200 以下				5.9	0	0	0	0				
	味	37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年1回	月1回	①	不可	0.007	0	0	0	0			
		38	塩化物イオン	200 以下					5.7	3.1	3.8	3.7	2.8			
		39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 以下					71.5	38.3	35.3	39.6	16.3			
	発泡	40	蒸発残留物	500 以下	※3年1回	③	可	175	74	69	128	64				
		41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下				0.02	0	0	0	0				
	かび臭	42	ジェオスミン	0.00001 以下	※3年1回	②	可	0.000001	0	0	0	0				
		43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下				0.000001	0	0	0	0				
	発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	③	可	0.002	0	0	0	0					
		45	フェノール類	0.005 以下			0.0005	0	0	0	0					
	基礎的 項目	味	46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	年1回	月1回	①	不可	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3		
47			PH値	5.8-8.6	6.3-8.1					6.8-8.0	6.8-7.5	6.8-7.2	6.9-7.3			
48		味	異常でない	異常なし	異常なし					異常なし	異常なし	異常なし				
49		臭気	異常でない	異常なし	異常なし					異常なし	異常なし	異常なし				
50		色度	5度 以下	1	1					1	1	1				
51	濁度	2度 以下	0.6	0.1	0.1	0.1	0.1									

☆検査回数の減について

- ① 水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、概ね3か月に1回以上とすることができる。
- ② 湖沼等を水源としない場合は検査を省略できる(水源における当該事項を産出する種類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかである場合)。
- ③ 過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の1/5以下であるときは概ね1年に1回以上と、水質基準の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

指標菌	項目	第一水源	第二水源	検査回数(には再検査含)	検査回数/検査回数	0/12	0/12	0/6	0/6
(原水)	1 嫌気性芽胞菌	第一水源	月1回/2月1回	(検査回数には再検査含)	(検査回数/検査回数)	0/12	0/12	0/6	0/6
	2 大腸菌	第一水源	月1回/2月1回	(検査回数には再検査含)	(検査回数/検査回数)	6/12	4/12	1/6	0/6
	1 嫌気性芽胞菌	第二水源	使用頻度による	(検査回数には再検査含)	(検査回数/検査回数)				
	2 大腸菌	第二水源	使用頻度による	(検査回数には再検査含)	(検査回数/検査回数)				

区分	分類	No	水質基準項目	基準値 mg/l	検査頻度		検査回数 の減	省略可否	今年度最大値									
					原水	浄水			R7	馬場	奥籠	所尾野	下河内					
人の健康に 関連する 項目	病原性物 による汚染 指標	1	一般細菌	100個/ml 以下	年1回	月1回	不可	不可	32	0	0	32	0					
		2	大腸菌	不検出					不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
	無機物/ 重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下		※3年1回	③	可	可	0.0003	0	0	0	0				
		4	水銀及びその化合物	0.0005 以下						0.00005	0	0	0	0				
		5	セレン及びその化合物	0.01 以下						0.001	0	0	0	0				
		6	鉛及びその化合物	0.01 以下						0.001	0	0	0	0				
		7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下						0.008	0.001	0.001	0.001	0.001				
		8	六価クロム化合物	0.02 以下						0.006	0	0	0	0				
		9	亜硝酸態窒素	0.04 以下						0.004	0	0	0	0				
		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下						0.001	0.001	0.001	0.001	0.001				
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下						2.84	1.01	2.44	1.83	2.84				
		12	フッ素及びその化合物	0.8 以下						0.09	0	0	0	0				
	一般有機物	13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下		※3年1回	③	可	可	0.02	0	0	0	0				
		14	四塩化炭素	0.002 以下						0.0002	0	0	0	0				
		15	1,4-ジオキサン	0.05 以下						0.005	0	0	0	0				
		16	シス&トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下						0.001	0	0	0	0				
		17	ジクロロメタン	0.02 以下						0.0005	0	0	0	0				
		18	テトラクロロエチレン	0.01 以下						0.0005	0	0	0	0				
		19	トリクロロエチレン	0.01 以下						0.0005	0	0	0	0				
		20	ベンゼン	0.01 以下	0.0005					0	0	0	0					
		消毒副生成物	21	塩素酸	0.6 以下					不要	年4回	不可	不可	0.56	0.06	0.06	0.06	0.06
			22	クロロ酢酸	0.02 以下									0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	23		クロロホルム	0.06 以下	0.0042	0.0008	0.0006	0.0006	0.0006									
	24		ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.01	0.002	0.002	0.002	0.002									
	25		ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0034	0.0007	0.0006	0.0005	0.0009									
	26		臭素酸	0.01 以下	(不可)	0.001	0.001	0.001	0.001									
	27		総トリハロメタン	0.1 以下	0.0117	0.0020	0.0011	0.0006	0.0017									
	28		トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.006	0.002	0.002	0.002	0.002									
	29		ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.0018	0.0008	0.0005	0.0005	0.0005									
	30		ブロモホルム	0.09 以下	0.0061	0.0005	0.0005	0.0005	0.0006									
	31		ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005									
生活利用上 又は施設 管理上 障害の 生じる 項目	着色	32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	※3年1回	③	可	可	0.013	0.0	0	0	0					
		33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下					0.05	0	0.02	0	0					
		34	鉄及びその化合物	0.3 以下					0.03	0	0	0	0					
		35	銅及びその化合物	1.0 以下					0.01	0	0	0	0					
		36	ナトリウム及びその化合物	200 以下					5.9	0	0	0	0					
	味	37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年1回	月1回	①	不可	0.007	0	0	0	0					
		38	塩化物イオン	200 以下					5.7	3.2	4.8	4.7	5.2					
		39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 以下					71.5	23.8	51.2	48.0	50.7					
		40	蒸発残留物	500 以下					175	65	155	157	175					
		41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下					0.02	0	0	0	0					
	かび臭	42	ジェオスミン	0.00001 以下	※3年1回	②	可	可	0.000001	0	0	0	0					
		43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下					0.000001	0	0	0	0					
		44	非イオン界面活性剤	0.02 以下					0.002	0	0	0	0					
		45	フェノール類	0.005 以下					0.0005	0	0	0	0					
		46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下					0.5	0.3	0.3	0.3	0.4					
基礎的 性状	47	PH値	5.8-8.6	不要	月1回	①	不可	6.3-8.1	6.8-7.2	6.6-7.6	6.9-7.2	6.7-6.9						
	48	味	異常でない					異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし						
	49	臭気	異常でない					異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし						
	50	色度	5度 以下					1	1	1	1	1						
	51	濁度	2度 以下					0.6	0.1	0.1	0.1	0.1						

☆検査回数の減について

- ① 水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、概ね3か月に1回以上とすることができる。
- ② 湖沼等を水源としない場合は検査を省略できる(水源における当該事項を産出する種類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかである場合)。
- ③ 過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の1/5以下であるときは概ね1年に1回以上と、水質基準の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

指標菌	項目	第一水源	第二水源	(検査回数には再検査含)	(検査回数/検査回数)	0/12	0/12	0/6	0/6
(原水)	1 嫌気性芽胞菌	第一水源	月1回/2月1回	(検査回数には再検査含)	(検査回数/検査回数)	0/12	0/12	0/6	0/6
	2 大腸菌	第一水源	月1回/2月1回	(検査回数には再検査含)	(検査回数/検査回数)	4/12	5/12	1/6	1/6
	1 嫌気性芽胞菌	第二水源	使用頻度による		(検査回数/検査回数)		0/3		
	2 大腸菌	第二水源	使用頻度による		(検査回数/検査回数)		0/4		

区分	分類	No	水質基準項目	基準値 mg/l	検査頻度		検査回数 の減	省略可否	今年度最大値					
					原水	浄水			浄水					
									R7	田原	竜泉寺黒口			
人の健康に 関連する 項目	病原性物 による汚染 指標	1	一般細菌	100個/ml 以下	年1回	月1回	不可	不可	32	0	10			
		2	大腸菌	不検出					不検出	不検出	不検出			
	無機物/ 重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下		※3年1回	③	可	0.0003	0	0			
		4	水銀及びその化合物	0.0005 以下					0.00005	0	0			
		5	セレン及びその化合物	0.01 以下					0.001	0	0			
		6	鉛及びその化合物	0.01 以下					0.001	0	0			
		7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下					0.008	0.003	0.003			
		8	六価クロム化合物	0.02 以下					0.006	0	0			
		9	亜硝酸態窒素	0.04 以下					0.004	0	0			
		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下					0.001	0.001	0.001			
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下					2.84	0.22	0.46			
		12	フッ素及びその化合物	0.8 以下					0.09	0	0			
	一般有機物	13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下		※3年1回	③	可	0.02	0	0			
		14	四塩化炭素	0.002 以下					0.0002	0	0			
		15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005				0	0				
		16	シス&トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001				0	0				
		17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.0005				0	0				
		18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005				0	0				
		19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.0005				0	0				
		20	ベンゼン	0.01 以下	0.0005				0	0				
		消毒副生成物	21	塩素酸	0.6 以下				不要	年4回	不可	0.56	0.06	0.06
			22	クロロ酢酸	0.02 以下							0.002	0.002	0.002
	23		クロロホルム	0.06 以下	0.0042	0.0006	0.0007							
	24		ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.01	0.002	0.002							
	25		ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0034	0.0005	0.0005							
	26		臭素酸	0.01 以下	0.001	0.001	0.001							
	27		総トリハロメタン	0.1 以下	0.0117	0.0006	0.0007							
	28		トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.006	0.002	0.002							
	29		ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.0018	0.0005	0.0005							
	30		ブロモホルム	0.09 以下	0.0061	0.0005	0.0005							
	31		ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.005	0.005	0.005							
生活利用 上又は 施設管理 上の 障害の 生じる 項目	着色	32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	※3年1回	③	可	0.013	0	0				
		33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下				0.05	0	0.05				
		34	鉄及びその化合物	0.3 以下				0.03	0	0.03				
		35	銅及びその化合物	1.0 以下				0.01	0	0				
		36	ナトリウム及びその化合物	200 以下				5.9	0	0				
	味	37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年1回	月1回	①	不可	0.007	0	0			
		38	塩化物イオン	200 以下					5.7	3.6	2.9			
	味	39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 以下	年4回	③	可	71.5	33.8	31.6				
		40	蒸発残留物	500 以下				175	61	67				
	発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	※3年1回	②	可	0.02	0	0				
		42	ジェオスミン	0.00001 以下				0.000001	0	0				
	かび臭	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	③	可	0.000001	0	0					
		44	非イオン界面活性剤	0.02 以下			0.002	0	0					
	発泡	45	フェノール類	0.005 以下	月1回	①	不可	0.0005	0	0				
		46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下				0.5	0.3	0.3				
基礎的 項目	PH値	47	PH値	5.8-8.6	不要	月1回	①	6.3-8.1	7.6-7.9	7.3-7.8				
		48	味	異常でない				異常なし	異常なし	異常なし				
味	臭気	49	臭気	異常でない	年1回	月1回	①	異常なし	異常なし	異常なし				
		50	色度	5度 以下				1	1	1				
濁度	濁度	51	濁度	2度 以下	年1回	月1回	①	0.6	0.1	0.6				

☆検査回数の減について

- ① 水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、概ね3か月に1回以上とすることができる。
- ② 湖沼等を水源としない場合は検査を省略できる(水源における当該事項を産出する種類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかである場合)。
- ③ 過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の1/5以下であるときは概ね1年に1回以上と、水質基準の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

指標菌	No	水質基準項目	第一水源	第二水源	(検査回数には再検査含)	(検出回数/検査回数)	0/6	0/6
(原水)	1	嫌気性芽胞菌	第一水源	月1回/2月1回	(検査回数には再検査含)	(検出回数/検査回数)	0/6	0/6
	2	大腸菌	第一水源	月1回/2月1回	(検査回数には再検査含)	(検出回数/検査回数)	1/6	1/6
	1	嫌気性芽胞菌	第二水源	使用頻度による	(検査回数には再検査含)	(検出回数/検査回数)		
	2	大腸菌	第二水源	使用頻度による	(検査回数には再検査含)	(検出回数/検査回数)		